

## その他 案件2

## 中核機能強化事業所の選定について

国の指針において、市町村は、令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村又は各圏域内に少なくとも1カ所以上設置することとされています。



柏原市は、八尾柏原圏域において1カ所設置。  
柏原市内には、児童発達支援センターは未設置。

令和6年度の報酬改定において、「中核機能強化事業所加算」が創設。  
児童発達支援センターが未設置の地域等において、センター以外の事業所が中核的な役割を担う場合に評価を行うもの。

## 【加算事業所となるための主な要件】

- ① 所在する市町村により中核的な役割を果たす事業所として位置づけられていること
- ② 市町村及び地域の関係機関との連携体制を確保していること
- ③ 専門的な発達支援及び家族支援の提供体制を確保していること
- ④ 地域の障害児通所支援事業所との連携、インクルージョンの推進、早期の相談支援等の中核的な役割を果たす機能を有していること  
など。。。。。



中核機能強化事業所の有無や検討に当たり、透明性の確保から、市町村と事業所間だけで行うのではなく、**自立支援協議会において検討することが望ましい。**

## 【選定にあたり参考とする点】

- ・自立支援協議会（こどもの専門部会を含む）やその他障害福祉やこども関連の会議等に参画している事業所
- ・地域障害児支援体制強化事業、障害等療育支援事業等、自治体からの事業を受託している実績がある事業所
- ・既に市町村との連携の下で、地域の中核的な役割を担っていると市町村が判断する事業所 など

事業所：きつずサポートなになわ

- 児童発達支援、放課後デイサービス、保育所等訪問事業の実施。
- 別事業所ではあるが、本市では、同法人において、計画相談、グループホームも実施。
- 市の委託で、個別療育、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施。
- 市の委託で、障害児にかかる障害者相談支援事業の実施。
- 自立支援協議会の事務局として参画し、こども部会の担当を担う。
- こども部会の活動として、就学前相談など関係機関との連携も構築している。
- 市の委託で、療育教室での発達検査を実施。